３　災害対応力の強化

我が国は災害リスクが常に高い状況にあり、貨物自動車中継輸送事業の実施に当たっては、災害発生時においても、当該事業が継続できるよう、災害への備えを十分に行うよう努めるものとする。その際、ＢＣＰ（事業継続計画）を定めておくことも有効であり、とりわけ、荷主事業者と物流事業者の連携によるＢＣＰ策定に当たっては、令和五年に策定された「多様な災害に対応したＢＣＰ策定ガイドライン～荷主・物流事業者の連携による安全で強靱な物流の実現に向けて～」が参考になる。

また、特定貨物自動車中継輸送施設については、災害の発生によりその機能が維持されないことは、地域の物流に重大な影響を与える可能性があることから、非常用電源を導入するなど災害に対する備えを講じておくことが必要である。

さらに、特定貨物自動車中継輸送事業を活用して平時から防災訓練や物資輸送訓練等を行うことが望ましい。

４　交通量の集中等による影響への配慮

貨物自動車中継輸送事業は、事業実施によって交通量の過度の集中等を招き、著しい渋滞等を引き起こし、ひいては二酸化炭素排出量の増大を招くこととなるようなものであってはならない。

また、貨物自動車中継輸送事業は、交通量の集中等に伴う渋滞、大気汚染、騒音、振動等の周辺環境への影響にも十分配慮されたものでなければならない。例えば、大気環境基準が達成されていない大気測定局周辺等の大気環境の改善が必要な地域に新たに特定貨物自動車中継輸送施設を立地する場合には事前に環境への影響を予測し、必要に応じて、立地の見直しを含めて対策を講ずることが必要である。

５　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の遵守

貨物自動車中継輸送事業は、公正かつ自由な取引環境を損なうようなものであってはならず、貨物自動車中継輸送事業を実施する事業者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）を遵守しなければならない。

例えば、競争関係にある物流事業者が、共同して荷主に提示する運賃の決定、維持又は引上げを行うこと、共同して契約する荷主の割当てを行うことなどにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合は、不当な取引制限として独占禁止法に違反することになる。

また、物流分野全体の取引の適正化を図るために措置されている、独占禁止法に基づく特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成十六年公正取引委員会告示第一号）や製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）についても遵守しなければならない。

６　その他関係法令の遵守

貨物自動車中継輸送事業の実施に当たっては、貨物自動車の過積載や過労運転、特殊車両通行制度違反等により輸送の安全が損なわれたり、物流事業者の事業の正常な運営が阻害されたりすることのないよう、関係法令を遵守することが必要である。

また、特定貨物自動車中継輸送施設の立地や貨物自動車の駐車場所の確保等に関し、関係行政機関とも連携の上、道路交通法規を遵守し、安全かつ円滑な道路交通の確保に配慮するものとする。

第四　貨物自動車相互間の中継輸送に係る一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、荷主、倉庫業者等その他の関係者相互間の連携及び協働に関する基本的な事項

１　取引の相手方の理解と協力

貨物自動車相互間の中継輸送を実施する者は、取引の相手方の理解と協力を得るよう努めることが重要である。例えば、荷主に対して、計画的発注や配送頻度、ロットの調整をはじめ貨物自動車相互間の中継輸送の円滑な実施のために必要な協力を得ることなどが挙げられる。

また、法に基づき、貨物自動車運送事業者等、荷主、貨物自動車関連事業者及び連鎖化事業者が連携して、運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に努めることも重要である。

加えて、貨物自動車運送事業者間で貨物自動車相互間の中継輸送を実施する際には、貨物自動車運送事業者及び荷主が協働し、当該中継輸送の実施に伴い発生する輸送コストも含め、貨物自動車運送事業者が適正な運賃・料金を確保できるようにすること、特に、両者の協働により、当該中継輸送を実施することに伴い倉庫業者等に発生する人件費等の必要経費を確保することが重要である。

２　物流に係るコスト及び取引条件の明確化等の商慣行の改善

物流に係るコスト及び取引条件の不明確性が物流における公正な取引を阻害し、物流の非効率化の一因となっている。

また、二以上の者が連携した事業である貨物自動車相互間の中継輸送を実施するに当たっては、コスト及び取引条件を明確化し、事業者間での信頼関係を築くことも重要である。よって、貨物自動車相互間の中継輸送の実施に当たっては、物流に係るコスト及び取引契約の書面化等の取引条件の明確化の徹底に努めるものとする。

第五　その他貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関する重要事項

１　停留場所への出入りの円滑な管理に資する装置等に情報処理システム及び先進的技術の活用の推奨

貨物自動車相互間の中継輸送の実施に当たっては、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用することが効果的である。特に、標準化された情報処理システムが普及することは、特定の貨物自動車相互間の中継輸送における効果のみならず、社会全体の物流の効率化につながることから、大いに推奨されるべきことである。このような情報処理システムの導入の具体例としては商品マスターデータの共有、物流ＥＤＩ標準や流通ＢＭＳ（流通ビジネスメッセージ標準）等の標準化されたＥＤＩ（電子データ交換）の導入、電子タグの導入等が考えられる。その際、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応という観点からは、可能な限り国際標準が使用されるべきである。

加えて、情報通信技術は近年急速な進化を遂げており、人工知能によるビッグデータの解析や、無人搬送車、ピッキングロボット等の自動化機器、物流情報や商取引情報等を処理するデジタルプラットフォームの活用等、先進的技術を活用することも有用である。

また、貨物自動車相互間の中継輸送の実施に当たっては、ダブル連結トラックや自動運転トラックの活用も有効である。ダブル連結トラックは、一台で通常の大型貨物自動車二台分の輸送が可能となり、自動運転トラックは運転者が不要となることで、労働生産性は向上することから、これらの新技術を活用することにより、より一層の積載率の向上や運転者の負担軽減が期待される。

２　ノウハウの提供を受けること及び人材育成の推奨

貨物自動車相互間の中継輸送においては、物流機器や物流情報システムに関する専門的知見、ノウハウ等が求められる場合も多いため、これらの専門的知見、ノウハウを有する専門家等による支援を事業計画段階から受けることが推奨される。また、物流に係る専門的な知識を習得した人材を育成するため、各種研修等も積極的に活用することが有用である。

３　その他貨物自動車相互間の中継輸送の実施に当たっての留意点

貨物自動車相互間の中継輸送の実施に当たっては、中継輸送地点への到着時刻の調整が必要となるため、運行情報の共有や配車管理の高度化を図ることが望ましい。また、貨物の受渡しや車両の相互使用を行う事業者間で、貨物自動車のヘッドとシャーシが連結可能であること、待機スペースやヘッド交換をする十分なスペースを確保すること、車両及び貨物の損害賠償等の責任関係等について事前に協定書等で定めることが重要である。加えて、ドライバー交替方式及びトレーラー・トラクター方式の実施に当たっては、貨物の積替えを要しないことから、荷役作業に伴う貨物の損傷や追加的な荷役コストの発生を抑制できる一方、交換用車両の確保等に留意する必要がある。

附　則

この告示は、物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第二十一号）の施行の日（令和八年十一月一日）から施行する。